

## 第33回大空町農業委員会総会議事録

令和5年3月24日 第33回大空町農業委員会総会は、大空町女満別研修会館大会議室に招集された。

### 1. 委員の出欠状況

#### (1) 出席者

|          |           |          |
|----------|-----------|----------|
| 1番 小川一浩  | 2番 上田英樹   | 3番 森英章   |
| 5番 斎藤宏幸  | 6番 森賀祐司   | 7番 伊藤博幸  |
| 8番 長尾照幸  | 9番 渡邊恵二   | 11番 真鍋剛  |
| 12番 増子昭雄 | 13番 福田英信  | 14番 原本勝広 |
| 15番 遠藤哲也 | 16番 石原せつえ | 17番 佐野一義 |
| 18番 渡辺誠  | 19番 高橋敬義  | 20番 佐久間仁 |
| 21番 仲西政克 | 22番 岡本シゲ子 | 23番 丹羽真治 |
| 24番 石田正俊 |           |          |

#### (2) 欠席者

|         |          |
|---------|----------|
| 4番 佐藤廣治 | 10番 福田重幸 |
|---------|----------|

### 2. 職員等の出欠状況

|          |         |         |
|----------|---------|---------|
| 事務局長 井上透 | 主幹 石川大樹 | 主事 見延洗太 |
|----------|---------|---------|

第33回大空町農業委員会総会議事録

午後1時30分

|      |   |
|------|---|
| 井上局長 | <p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第33回総会をはじめたいと思います。</p> <p>会議日程2 農業委員会憲章朗読につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に鑑み割愛させていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>次に、石田会長よりご挨拶申し上げます。</p>  |
| 石田会長 | <p>皆さんこんにちは。</p> <p>本日は委員の皆様におかれましては、足元の悪い中またお寒い中、お忙しい中、第33回農業委員会総会に出席誠にありがとうございます。はじめに井上局長よりお話がありましたが、農業委員会といたしましても内示がありまして、大幅に農業委員会が変わり、石川主幹が残る形にはなりますけれども、なにぶん他の方が新人ですので、委員の皆様、ご指導等をよろしくお願ひしたいと思います。井上局長におかれましては、5年間の農業委員会局長、どうもありがとうございました。お疲れさまでした。石川主幹におかれましては、事務局長ということで益々肩の荷がちょっと重くなると思いますけれども、私共々、委員の皆様によりしくお願ひいたしたいと思います。見延君におかれましては、2年間の業務、誠にありがとうございました。次の職場へ行っても力を発揮されることをお願ひいたします。</p> <p>今日は天気が悪いですけれども、3月に入りまして気温が一気に上がりまして雪解けが進み、10日前後にはものすごい雪解けで、畑の冠水・土砂の流出等がありまして、麦も茶色くなったり水没しているところ、枯れてしまったところも見受けられますけれども、これから天気が回復して春追肥等をすれば回復される畑が殆どではないかと思ひます。土砂の流出された畑の方がいらっしゃいましたら、この場をお借りしましてお見舞い申し上げます。</p> <p>簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p> |
| 井上局長 | <p>2月24日開催の第32回総会後の活動状況報告を、お手元に配付の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>   |

|      |  |
|------|--|
| 石田会長 | <p>ただ今より第33回農業委員会総会を開催いたします。<br/>(午後1時35分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。<br/>諸般の報告をいたさせます。<br/>事務局長。</p>  |
| 井上局長 | <p>ただいまの出席委員は、22名であります。<br/>福田重幸委員、佐藤委員から欠席の旨の連絡がありました。<br/>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。<br/>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第6号までの合計18件であります。<br/>以上でございます。</p>  |
| 石田会長 | <p>議事録署名委員の指名を行います。<br/>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、11番真鍋委員、18番渡辺誠委員を指名いたします。<br/>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。<br/>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。<br/>事務局。</p>  |
| 石川主幹 | <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和5年3月24日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第1号所有権移転関係1番朗読】</b><br/>この件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件でございます。図面については、1ページに掲載をしております。<br/>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。<br/>以上です。</p> |
| 石田会長 | <p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>  |
| 委員長  | <p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p>  |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま<br/>す。<br/>以上です。</p>   |
| 石田会長 | <p>これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。</p>  |
| 委員   | <p>(なしの声)</p>   |
| 石田会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。<br/>これより議案第 1 号所有権移転関係 1 番について採決します。<br/>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>  |
| 委員   | <p>(異議なしの声)</p>   |
| 石田会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br/>次に利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。<br/>事務局。</p>  |
| 見延主事 | <p><b>【議案第 1 号利用権設定関係 1 番朗読】</b><br/>この件につきましては、農場の法人化に伴いまして、現経営農地を<br/>そのまま設立した法人へ使用貸借設定を行うというものでございま<br/>す。図面については 2 ページ及び 3 ページに掲載をしております。<br/>農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確<br/>認しておりますので、ご審議願います。<br/>以上です。</p> |
| 石田会長 | <p>この件について、第 2 地区委員長より補足説明があればお願いしま<br/>す。</p>  |
| 委員長  | <p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。<br/>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形<br/>態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま<br/>す。<br/>以上です。</p>  |
| 石田会長 | <p>これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。</p>  |
| 委員   | <p>(なしの声)</p>   |

|      |  |
|------|--|
| 石田会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。<br/> これより議案第1号利用権設定関係1番について採決します。<br/> 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>   |
| 委員   | <p>(異議なしの声)</p>  |
| 石田会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br/> 次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。<br/> 所有権移転関係1番及び2番について、譲受人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。<br/> 事務局。</p>   |
| 石川主幹 | <p>議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和5年3月24日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第2号所有権移転関係1番及び2番朗読】</b><br/> 1番、2番につきましては、今まで賃貸借を行っていた当該農地について、借主へ売買を行うというものでございます。そのため、図面については省略させていただいております。第5地区農業委員さんによりまして、3月17日にあっせん会を実施してございます。<br/> 農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しておりますので、ご審議願います。<br/> 以上です。</p> |
| 石田会長 | <p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>  |
| 委員長  | <p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。<br/> 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われまます。<br/> 以上です。</p>   |
| 石田会長 | <p>これより所有権移転関係1番及び2番について質疑に入ります。</p>   |

|      |   |
|------|---|
| 委員   | (なしの声)  |
| 石田会長 | これにて質疑を終了いたします。<br>これより議案第2号所有権移転関係1番及び2番について採決します。<br>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。   |
| 委員   | (異議なしの声)  |
| 石田会長 | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br>次に利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。<br>事務局。   |
| 石川主幹 | <b>【議案第2号利用権設定関係1番朗読】</b><br>1番につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。図面は4ページに掲載をしておりますのでご確認ください。第4地区農業委員さんによりまして、2月8日にあっせん会を実施してございます。<br>なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。<br>以上です。 |
| 石田会長 | この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。  |
| 委員長  | 当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。<br>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われまます。<br>以上です。  |
| 石田会長 | これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。   |
| 委員   | (なしの声)  |
| 石田会長 | これにて質疑を終了いたします。<br>これより議案第2号利用権設定関係1番について採決します。<br>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。   |

|      |   |
|------|---|
| 委員   | (異議なしの声)  |
| 石田会長 | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係2番について、提案理由の説明を求めます。事務局。   |
| 見延主事 | <p>2番から9番の案件につきましては、農地更新の案件となっております。2月10日におきまして第1地区農業委員さんにより、12月16日におきまして第3地区農業委員さんにより、あっせん会を実施してございます。全件、農業基盤強化促進法第18条第3項に全て適合していることを確認しておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>なお、更新等案件につきましては、図面添付を省略しておりますので、あらかじめご了承くださいと存じます。それでは2番につきましてご説明いたします。</p> <p><b>【議案第2号利用権設定関係2番朗読】</b><br/>以上です。</p> |
| 石田会長 | これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。   |
| 委員   | (なしの声)  |
| 石田会長 | これにて質疑を終了いたします。これより議案第2号利用権設定関係2番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。   |
| 委員   | (異議なしの声)  |
| 石田会長 | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係3番について、提案理由の説明を求めます。事務局。   |
| 見延主事 | <b>【議案第2号利用権設定関係3番朗読】</b><br>以上です。  |
| 石田会長 | これより利用権設定関係3番について質疑に入ります。   |

|      |   |
|------|---|
| 委員   | (なしの声)  |
| 石田会長 | これにて質疑を終了いたします。<br>これより議案第2号利用権設定関係3番について採決します。<br>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。               |
| 委員   | (異議なしの声)  |
| 石田会長 | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br>次に利用権設定関係4番及び5番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。<br>事務局。 |
| 見延主事 | <b>【議案第2号利用権設定関係4番及び5番朗読】</b><br>以上です。  |
| 石田会長 | これより利用権設定関係4番及び5番について質疑に入ります。   |
| 委員   | (なしの声)  |
| 石田会長 | これにて質疑を終了いたします。<br>これより議案第2号利用権設定関係4番及び5番について採決します。<br>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。           |
| 委員   | (異議なしの声)  |
| 石田会長 | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br>次に利用権設定関係6番及び7番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。<br>事務局。 |
| 見延主事 | <b>【議案第2号利用権設定関係6番及び7番朗読】</b><br>以上です。  |
| 石田会長 | これより利用権設定関係6番及び7番について質疑に入ります。   |
| 委員   | (なしの声)  |



|      |   |
|------|---|
| 石田会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係6番及び7番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>  |
| 委員   | (異議なしの声)  |
| 石田会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係8番及び9番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>  |
| 石川主幹 | <p>【議案第2号利用権設定関係8番及び9番朗読】</p> <p>以上です。</p>  |
| 石田会長 | これより利用権設定関係8番及び9番について質疑に入ります。   |
| 委員   | (なしの声)  |
| 石田会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係8番及び9番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>  |
| 委員   | (異議なしの声)  |
| 石田会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番及び2番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p> |
| 石川主幹 | <p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和5年3月24日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p>           |

|      |  |
|------|--|
|      | <p><b>【議案第3号利用権設定関係1番及び2番朗読】</b></p> <p>1番及び2番の案件につきましては、先々月の総会において、公社買入の議決をいただいている案件に係ります、今後の一時貸付農家は、1番については〇〇さん、2番については〇〇さんとなります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>以上です。</p>   |
| 石田会長 | これより利用権設定関係1番及び2番について質疑に入ります。  |
| 委員   | (なしの声)   |
| 石田会長 | これにて質疑を終了いたします。<br>これより議案第3号利用権設定関係1番及び2番について採決します。  |
| 委員   | 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。   |
| 委員   | (異議なしの声)   |
| 石田会長 | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br>次に議案第4号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」を議題とします。<br>提案理由の説明を求めます。<br>事務局。   |
| 井上局長 | 議案第4号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項の規定に基づき「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について、審議を求める。令和5年3月24日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。  |
|      | <p><b>【議案第4号別冊参考資料朗読】</b></p> <p>当該指針につきましては、農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づき、平成29年5月26日付けで策定をしたところですが、この度、令和5年4月1日に施行される改正農業委員会法により、指針の作成が努力義務から必須となり、また、改正農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の目標達成のための農業委員会の役割や、目標の達成状況の評価方法が追加されたことに伴い、法改正を踏まえた内容とするよう改定を行うものです。</p> |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>なお、詳細な改定内容につきましては、2月委員協議会において説明済みですので省略をさせていただきます。</p> <p>以上、ご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。</p>   |
| 石田会長 | これより質疑に入ります。  |
| 委員   | (なしの声)  |
| 石田会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第4号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>  |
| 委員   | (異議なしの声)  |
| 石田会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第5号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>  |
| 井上局長 | <p>議案第5号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」、農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について(令和4年2月2日付け3経営第2584号)」の第1の1の(1)の規定に基づき「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」審議を求める。令和5年3月24日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第5号別冊参考資料朗読】</b></p> <p>以上、ご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。</p> |
| 石田会長 | これより質疑に入ります。  |
| 委員   | (なしの声)  |
| 石田会長 | これにて質疑を終了いたします。   |

|      |  |
|------|--|
| 委員   | <p>これより議案第5号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>   |
| 石田会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第6号「大空町農業委員会の所管に属する大空町個人情報保護条例施行規程を廃止する告示の制定について」を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>  |
| 井上局長 | <p>議案第6号「大空町農業委員会の所管に属する大空町個人情報保護条例施行規程を廃止する告示の制定について」このことについて、別紙のとおり制定したいので、審議を求める。令和5年3月24日提出<br/>大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第6号告示本文朗読】</b></p> <p>提案理由ですが、個人情報の保護に関する法律の一部改正が令和5年4月1日から施行され、これまで各地方公共団体が定める条例等において運用されていた個人情報の取扱いが、全国的な統一ルールで運用されることとなります。大空町では、法に基づく新たな個人情報保護制度に対応するため、現行の大空町個人情報保護条例及び施行規則を廃止し、新たに大空町個人情報保護法施行条例及び施行細則が令和5年4月1日から施行されます。新たな条例等の規定では農業委員会を実施機関と定めており、包括的に運用されることから、個別の条例が必要なくなったため、当該規程を廃止するものです。</p> <p>以上、ご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。</p> |
| 石田会長 | <p>これより質疑に入ります。</p>  |
| 委員   | <p>(なしの声)</p>  |
| 石田会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第6号「大空町農業委員会の所管に属する大空町個人情報保護条例施行規程を廃止する告示の制定について」を採決します。</p>   |

|      |  |
|------|--|
| 委員   | <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>  |
| 石田会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>  |
| 石川主幹 | <p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則(平成20年農業委員会規則第1号)第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和5年3月24日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【報告第1号朗読】</b><br/>以上でございます。</p> |
| 石田会長 | <p>この件について何かご意見ございませんか。</p>  |
| 委員   | <p>(なしの声)</p>  |
| 石田会長 | <p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。これで総会を閉じます。ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時17分)</p>  |